

障害者就労施設各位

岐阜県セルフ支援センター所長

出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本会の事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までに FAX にてお申し込みください。

記

イベント名	岐阜福祉の森 in アクティブ G (1回目) (主催：岐阜県セルフ支援センター)
募集施設数	20 施設程度 ※申込状況により締め切ります
販売日時	令和2年10月24日(土)～令和2年10月26日(月) 10時00分から17時00分 ※最終日：10時00分から16時30分
販売場所	JR 岐阜駅アクティブ G2 階ふれあい広場
備考	○バーコードラベルと集中レジを用いた販売会です。 ○事業所からの販売員常駐は不要で、試食・試飲提供不可です。 (ただし、任意で各施設から販売促進のために職員の派遣を行うことは可能です。) ○販売台(W1800×D450)2～3台を複数施設でシェアします。 ※詳細は、後日出店案内にレイアウトを掲載します。 ○バーコードラベルは、センターで準備します。後日郵送します。 ○売上金は、後日送金します。 ○別添の【「岐阜福祉の森」の出店における遵守事項】をご確認ください。 【事業所の役割】 (事前) バーコードラベル貼付 (期間初日朝) 搬入・陳列 (期間中) 商品補充 (期間最終日夕方) 撤去・搬出
申込〆切	令和2年9月16日(水)

◎お申し込み方法

『令和2年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに FAX してください。用紙が足りない場合は、2枚目以降にご記入し提出してください。

FAX 番号 058-275-4888

【食品表示の欄】

- ・加工食品の食品表示の欄を設けております。令和2年4月1日から食品表示法（新法）に基づく食品表示が必須となります。
つきましては、事業所の該当商品が【対応済・未対応】のどちらかに○をつけてください。
※別紙『令和2年度イベント出店申込書①』の該当欄へご記入ください。
- ・食品表示法への対応が済んでいる事業所につきましては、各管轄の保健所等の専門機関へ確認を取ってください。
つきましては、上記申込書の2ページ目『令和2年度イベント出店申込書②』の必要箇所へご記入し、申込書と併せて提出してください。
また、第1回目に出店された事業所以外の事業所の申込および第1回目に出店された事業所において、他の商品の販売を希望される場合は、食品表示ラベルのコピーを FAX にてご提出ください。
- ・食品表示法については、消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

【PL 保険の欄】

製造物責任法（通称：PL 法）は、製造者の過失を要件とせず、製造物に欠陥があったことを要件とすることにより、被害者が損害賠償責任を追及しやすくした法律です。つまり、製造者には無過失責任があり、これをカバーするため、損害保険会社では PL 保険を取り扱っています。つきましては、これにつきましても、施設の加入状況をお知らせください。

【PL 保険】…未加入であっても、今のところ、コンプライアンス違反になりませんし、会場の制限はありませんので、出店不可の理由にはなりません。しかし、当センターは主催者・販売者としての販売物品および事故対応についての説明責任がありますので、必ず該当欄への記入をお願いいたします。
未記入の際は、申込を受け付けないことがありますので、ご承知おきください。

◎販売方法と利用料徴収について

また当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則にもとづき、販売利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否については申込施設すべてに FAX で連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：飯田）

TEL 058-201-1561/ FAX 058-275-4888

令和2年度イベント出店申込書①

イベント名	岐阜福祉の森 in アクティブ G (1回目)				
販売日	令和2年10月24日(土)～10月26日(月)				
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL () FAX ()				
担当者					
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	加工食品の 食品表示
	1		@		対応済・未対応
	2		@		対応済・未対応
	3		@		対応済・未対応
	4		@		対応済・未対応
	5		@		対応済・未対応
	6		@		対応済・未対応
	7		@		対応済・未対応
	8		@		対応済・未対応
	9		@		対応済・未対応
	10		@		対応済・未対応
	11		@		対応済・未対応
12		@		対応済・未対応	
PL保険 加入状況	加入済 ・ 未加入				
特記事項	ご要望等ございましたら、ご記入ください。				

岐阜県セルプ支援センター 飯田行き

FAX058-275-4888

令和 2 年度イベント出店申込書②

イベント名	岐阜福祉の森 in アクティブ G (1 回目)		
販 売 日	令和 2 年 10 月 24 日 (土) ~10 月 26 日 (月)		
施 設 名	【施設名】 【住 所】		
連 絡 先	TEL () FAX ()		
担 当 者			
販 売 内 容		商品名	食品表示対応の根拠 (該当するものに○をつける)
	1		保健所・専門の企業・その他
	2		保健所・専門の企業・その他
	3		保健所・専門の企業・その他
	4		保健所・専門の企業・その他
	5		保健所・専門の企業・その他
	6		保健所・専門の企業・その他
	7		保健所・専門の企業・その他
	8		保健所・専門の企業・その他
	9		保健所・専門の企業・その他
	10		保健所・専門の企業・その他
	11		保健所・専門の企業・その他
12		保健所・専門の企業・その他	
特 記 事 項			

岐阜県セルプ支援センター 飯田行き

FAX058-275-4888

「岐阜福祉の森」の出店における遵守事項

○岐阜福祉の森について

- ・岐阜福祉の森は、ポスレジを用いた集中レジ方式です。販売については、バーコードラベルをレジで読み取り会計を行います。販売会の期間は、ポスレジにて売上金額を一括管理し、販売会後に出店事業所へ売上金を送金します。
※送金は状況により異なりますが、2週間ほどかかる予定です。
- ・レジ係は、本会の業務委託先事業所又は本会業務委託先事業所から再委託を受けた事業所が行います。そのため、出店事業所の販売員の派遣は必要ございませんが、商品が売り切れた場合の追加納品は各出店事業所にて行う必要がございます。
※商品の在庫、バーコードラベルもすべて無い場合は、他の事業所の商品で売り場を埋めます。
なお、販売会期間中のバーコードラベルの追加は行えませんので、出店申込時にあらかじめ数量に余裕をもってお申込みください。
また、バーコードラベルにつきましては、商品の価格変更やレジスターが変わる等が起こらない限りは、次回以降の岐阜福祉の森で使用できます。
- ・岐阜福祉の森は、主催者がセルフ支援センターであり、上記の販売会の形式上、セルフ支援センターが販売を行います。そのため、出店を希望される事業所におかれましては、コンプライアンス等に対応していただく必要がございますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〈岐阜福祉の森における役割〉

内容	役割担当
出店募集等取りまとめ	セルフ支援センター
バーコードラベルの手配	業務委託先事業所
出店案内、バーコードラベルの送付	セルフ支援センター
商品へバーコードラベル貼付	各出店事業所
初日の搬入・陳列、最終日の搬出	各出店事業所
レジ係、売り場の管理（棚出し）	業務委託先事業所
出店事業所の商品完売時の追加納品 ※追加納品を行わない場合かつ追加納品までの間は他の事業所の商品で売り場を埋めます。	各出店事業所 業務委託先事業所
販売会終了後の売上報告の FAX	各出店事業所
売上金額の送金	業務委託先事業所

○コンプライアンスについて

- ・2020年4月1日より、食品表示法の新基準事項が適用されています。対応できていない事業所につきましては、出店できません。また、岐阜福祉の森において食品を出品する場合には、食品表示法の新基準事項を各事業所でご確認ください。ご確認いただいた後、必要事項に対応した食品表示ラベル等を作成する必要があります。確認等については、各事業所の管轄の保健所で指導を受けて下さい。

- ・焼き菓子等の加工食品は、どの会場でも例年問題なく販売が行っていますが、傷みやすい加工食品（日持ちがしないもの、生もの等）につきましては、会場側担当者の意向により出品に制限がかかる場合がございます。野菜は販売の対象ではございません。

○出店申込について

- ・セルフ支援センターからの HP 更新および各事業所あてのメールにて周知をした募集要綱に記載のとおりお申込みください。
- ・出店申込後の商品の追加、価格の変更等につきましては、申込〆切後 1 週間以内の場合のみ対応します。なお、この期間外での変更事項は対応できませんのでご容赦ください。
- ・バーコードラベルにつきましては、販売会の途中で追加発注はできません。事前に申込を行う際に余裕をもって数量をお申し込みください。
- ・募集要綱に記載してある日程は、参加事業所のみなさまが必ず遵守していただく事項です。そのため、申込後 1 週間を超える場合の商品の追加、価格変更等の変更および販売会の時間の変更（搬入・搬出等）は受け付けません。
- ・販売会で使用したい物品等がございましたら、出店申込用紙の下の「特記事項」欄にご記入ください。ただし、会場によっては使用できない物品もございますので、ご承知おきください。事前に物品の使用の報告がなく、販売当日に持ち込まれた場合は使用を認めません。
※上記事項にご理解いただけない場合は今後の出店を認めません。

○出店の可否

- ・予定の出店希望数に達した場合は、募集期間内であっても募集を締め切ります。その際、電話にてお断りをさせていただきます。
- ・出店は、コンプライアンスを遵守していることが前提ですので、出店募集時に HP をご確認いただき、提出いただく事項等の指定があれば、必ず提出してください。
- ・出店の可否につきましては、申込事業所へ後日 FAX にてご連絡をさせていただきます。

○販売会当日まで

- ・販売会当日からおおよそ 10 日前（多少の前後あり）に各事業所へバーコードラベル、出店案内をセルフ支援センターから送付します。
- ・各事業所は、商品へバーコードラベルを貼り付けてください。併せて出店案内にも目を通し、当日の動きをご理解ください。

○販売会の期間

- ・販売会初日は、出店案内記載または添付の搬入経路より会場内に入り、集合時刻までにお集まりいただいた後、事前に配布するレイアウトのとおり自施設の商品を陳列してください。その際、商品の価格や説明を加えた POP を用意する等レイアウトも工夫してください。また、退出時も同様の経路をご利用ください。
- ・商品が売り切れとなった際には、追加の納品をお願いします。売り切れ時は、レジ係（業務委託先事業所）から対象事業所へ連絡が入ります。
※追加納品の際においても、バーコードラベルを商品へ貼り付け、搬入時と同様の経路で会場へお入りいただき、退出時も同様の経路をご利用ください。
- ・販売会最終日は、販売会初日の搬入経路から会場に入り、会場へお越しくください。定刻になり次第、撤収作業を行います。

※最終日の販売会終了時刻に、お客様が売り場にいる場合は、撤収作業をお控えください。

○イベント参加報告書について

・販売会終了後、各事業所におかれましては、FAX にて「イベント参加報告書」をお送りください。

※後日、セルフ支援センター設置規則第 5 条に基づく、斡旋利用料の徴収を行う際に必要となりますので、〆切期日までに FAX でご提出ください。

○売上の送金について

・販売会終了後に、業務委託先事業所より、各出店事業所へ販売会の売上が送金されます。なお、送金は各事業所への振込となりますので、出店案内同封の「口座振込申請書」を期日までに指定の宛先まで FAX する必要があります。

※「口座振込申請書」は出店案内送付時に同封しますので、ご確認ください。